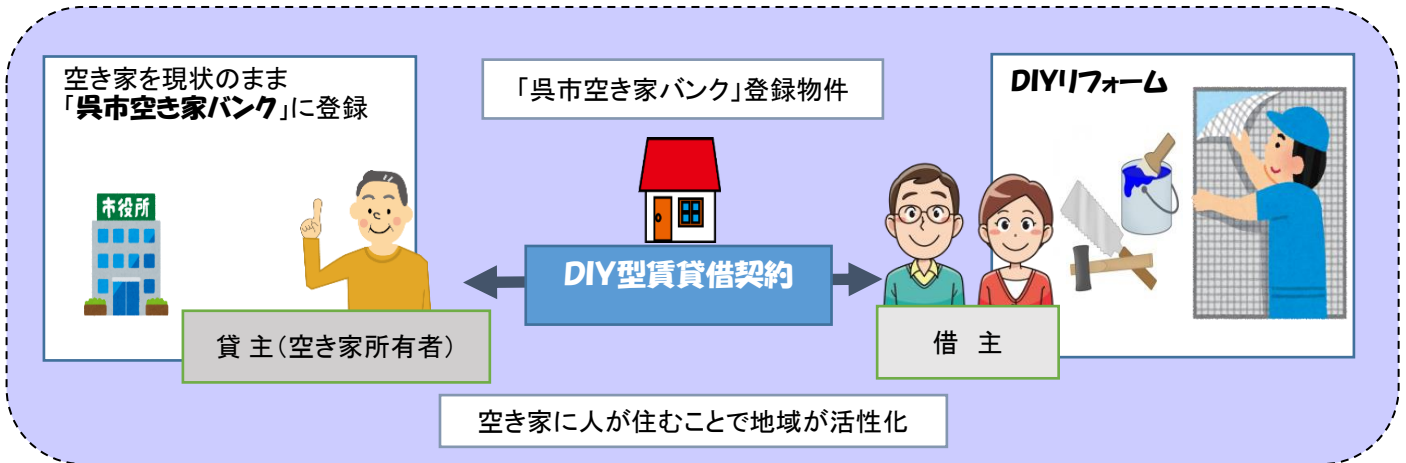


呉市空き家バンクDIYリフォーム補助事業

空き家の利活用及び賃貸流通の促進並びに地域の活性化を図るため、不動産取引の一つの形態であるDIY型賃貸借の周知及び普及を目的とする事業です。

呉市空き家バンクに登録されているDIYが可能な賃貸物件を、借主がDIYリフォームをする場合にリフォーム対象経費の一部を助成します。（市内業者に修繕を頼まれてかまいません）



【対象者】

- 平成29年4月1日以降に、呉市空き家バンクに登録されているDIYリフォームが可能な物件をDIY型賃貸借する借主。
- 物件所有者の3親等内の親族でないこと。

【補助金の額】

- リフォーム補助対象経費の2分の1（上限を30万円）
（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）



【リフォーム補助の対象経費】

- 別表のDIYリフォーム対象判定表のとおり
- ※リフォームに使用する材料は、環境等にやさしい製品を使用すること。
（例：塗料や壁紙等には、F☆☆☆☆（エフフォースター）製品を使用する）

【補助要件】

- 国土交通省の様式を使用するか、又は宅地建物取引業者等に依頼しDIY型賃貸借契約を締結すること。
- 自治会に加入すること。
- 世帯全員が、呉市税を滞納していないこと。
- 世帯全員が、暴力団員等でないこと。
- 建築基準法、消防法等の法令に違反しないこと。
- リフォームを行った借主は、原則として、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間は、当該住宅に居住しなければならない。

[DIYリフォーム実例も掲載中！ぜひチェックしてください！！](#)



※その他、詳細については、お電話またはホームページでご確認ください。

呉市 住宅政策課

検索

（問い合わせ先） 呉市 住宅政策課 定住サポートセンター ☎0823-25-3394

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号

<http://www.city.kure.lg.jp/soshiki/46/>